

# 【フラット35】

## 制度拡充、終了迫る！ ～平成28年1月29日申込受付分まで～

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の一環として実施している【フラット35】Sの金利引下げ幅の拡大等につきましては、平成28年1月29日の申込受付分をもって終了することをお知らせします。

### 制度拡充の内容

#### 1 【フラット35】Sの金利引下げ幅の拡大

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】の借入金利から 年 <del>▲0.3%</del>
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年 <del>▲0.3%</del> ↓ 年▲0.6%

平成28年1月30日以後の申込受付分からは、年▲0.3%になります※1。

#### 2 【フラット35(買取型)】の融資率※2が9割を超える場合の金利の引下げ

融資率が9割以下の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げています。  
(平成28年1月30日以後の申込受付分からは、融資率が9割を超える場合の金利の引下げを行いません。)

※1 【フラット35】S(金利引下げ幅年▲0.3%)については予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は受付を終了します。受付終了日は、フラット35サイトでお知らせいたします。

※2 融資率とは、建設費・購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。

(注) 融資率が9割を超える場合は、融資率が9割以下の場合と比較して返済の確実性等をより慎重に審査します。

【フラット35】Sの利用条件等、各制度の詳細は裏面をご覧ください。



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

〈フラット35サイト〉

www.flat35.com

お客さまコールセンター

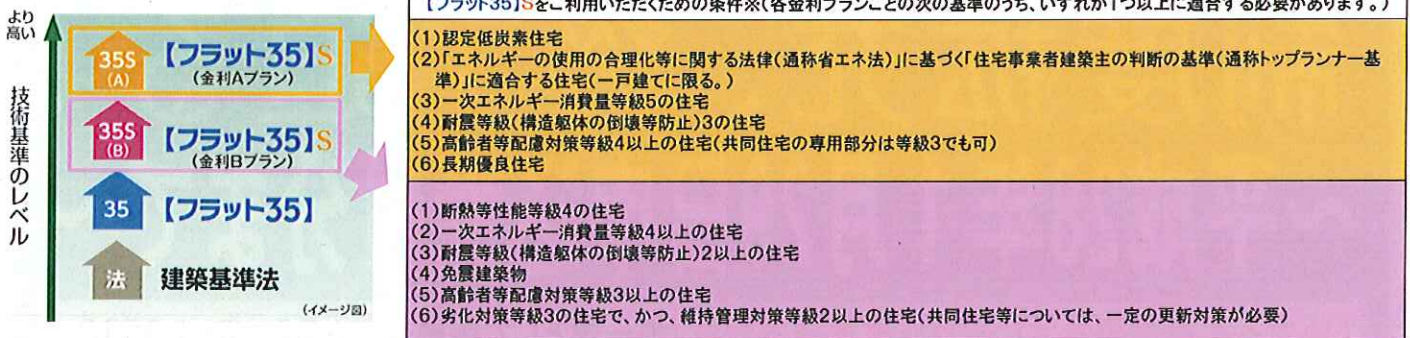
0120-0860-35

営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
利用できない場合(PHS、海外からの国際電話など)は、次の番号におかけください。  
048-615-0420 (通話料金がかかります)

(平成27年12月1日現在)

## 【フラット35】Sをご利用いただくための住宅の条件など

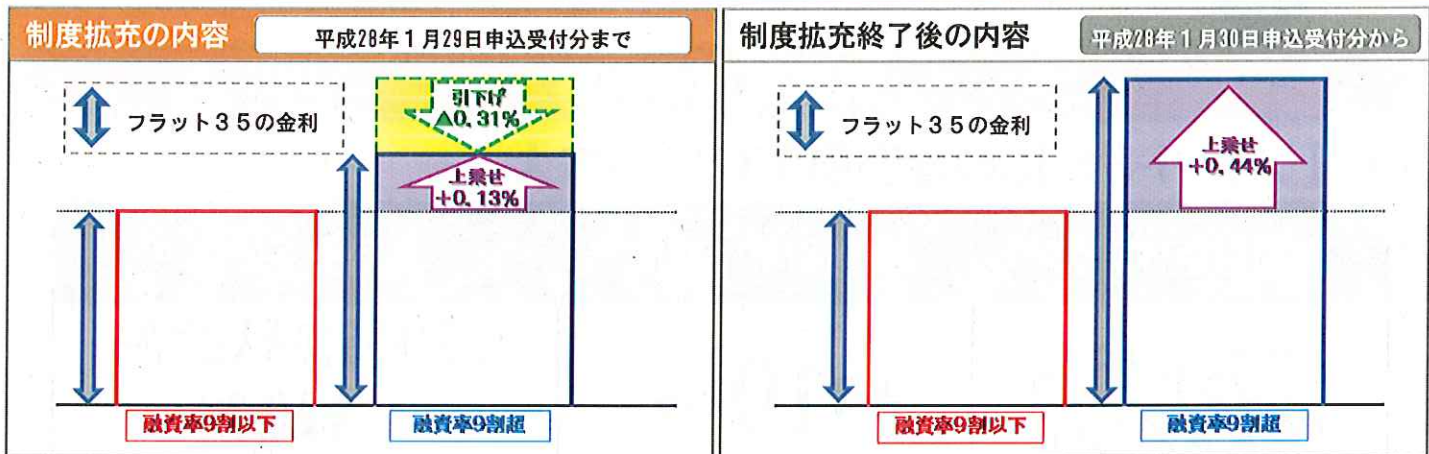
【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得される場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度で、【フラット35】S(金利Aプラン)と【フラット35】S(金利Bプラン)の2つの金利引下げプランがあります。



※ 上記の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほか「中古住宅特有の基準」があります。「中古住宅特有の基準」は、フラット35サイトでご確認ください。中古住宅については、「新築住宅・中古住宅共通の基準」または「中古住宅特有の基準」のいずれかを満たすことで、金利引下げを受けることができます。

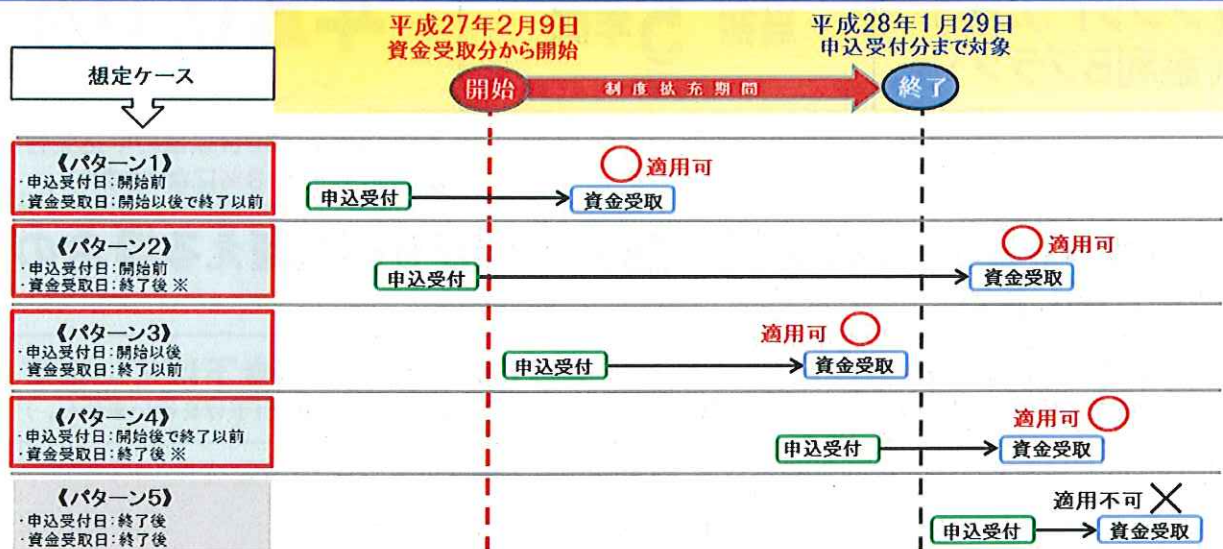
(注)【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際に利用できます(【フラット35】借換融資には利用できません。)

## 融資率9割以下と融資率9割超の金利(イメージ図)



## 制度拡充の適用について

(【フラット35】S金利引下げ幅拡大・9割超融資金利引下げ共通)



※制度拡充終了後に【フラット35】S利用なし→【フラット35】S利用あり、「融資率9割以下→融資率9割超」に申込内容を変更した上で資金を受け取る場合を含みます。申込内容の変更については、申込先の金融機関にご相談ください。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分に関するものを除く。)の以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は資金受取時の金利が適用となります。●最長35年の返済が可能ですが、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。併せて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客さま負担となります。●借入対象となる住宅に火災保険(任意の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。火災保険料はお客さま負担となります。●万一の場合に備え、機構団体信用生命保険特約制度への加入をお勧めしています。特約料はお客さま負担となります。また、健康状態等により、加入できない場合があります。●【フラット35】Sは、【フラット35】借換融資には利用できません。●【フラット35】Sについては、取扱金融機関によって利用できない場合があります。●取扱金融機関の融資金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイトでご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。